

林業労働力総合対策事業費助成金交付要綱

令和3年4月1日付2農振財森第1998号

(目的)

第1条 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）は、林業経営体
が実施する林業技術者の確保・育成及び林業経営体等の強化に要する経費につき、予算
の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付に関しては、林業労働力総合対
策事業実施要綱（平成31年4月1日31農振財森第5号）、東京都補助金等交付規則
（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和
37年12月11日付37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところ
による。

(助成率及び助成内容等)

第2条 前条に規定する事業の助成率及び助成内容等は、林業労働力総合対策事業実施要
領（令和3年3月23日付2産労農森第1219号。以下「実施要領」という。）に定める
とおりとする。

(助成金の交付申請)

- 第3条 林業経営体が助成金の交付を申請しようとするときは、申請書（様式1～7）
を、必要な書類を添えて、財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければな
らない。
- 2 前項の規定にかかわらず、暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条
例第54号。以下「条例」という。）第2条3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規
定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（条例第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力
団員等に該当する者があるものは、この要綱に基づく助成金の交付の対象としない。
- 3 「緑の雇用」事業の額の調整を受けた研修生を雇用する林業経営体が本事業の助成金
を受けようとする場合にあつては、緑の雇用事業実績報告書（年間）提出後、申請書兼
実績報告書（様式8）に緑の雇用事業実績報告書の写しを添えて理事長に提出するもの
とする。

(助成金の交付決定)

第4条 理事長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要
に応じて林業経営体への立ち入り調査等を行い、適当と認める場合は、助成金の交付の

決定を行い、助成金交付決定通知書（様式9）により、林業経営体あてに通知する。

- 2 理事長は、前項の場合においては、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、申請事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

（助成経費の限度及び用途の範囲）

第5条 財団は、本事業の遂行に要する経費（以下「事業経費」という。）として実施計画書に計上する金額を超えない範囲において、林業経営体に支払うものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第6条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

- 3 理事長は、第1項の規定による助成金の交付の決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金等を交付することができる。

（1）助成事業の残務処理に要する経費

（2）助成事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金等の支払に要する経費

（申請の撤回）

第7条 助成金交付の決定の通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、第4条の交付の決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、この交付の決定の通知受領後14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の撤回をすることができる。

（概算払請求）

第8条 理事長は、特に必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定により助成金の概算払を受けようとする場合は、概算払請求書（様式10）を理事長に提出しなければならない。

- 3 助成金の概算払を受けた助成事業者は、事業終了後速やかに概算払精算書（様式11）を提出し、精算手続きをしなければならない。

(承認事項)

第9条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ、所定の様式(様式12)により理事長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 助成金額の30パーセントを超える減の変更をしようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第10条 林業経営体は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由、その他必要な事項を書面により理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

(状況報告)

第11条 理事長は、助成事業の遂行状況について、必要な書類の提出を求めることができる。

(助成事業の遂行命令)

第12条 理事長は、林業経営体が提出する報告書、東京都知事が実施する地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、林業経営体に対し、これらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命じなければならない。

- 2 理事長は、林業経営体が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第13条 林業経営体は、新規就労者育成研修においては上期(事業開始から当該年度の9月30日まで)及び年間(事業開始から当該年度の1月31日まで)の研修期間が終了したときは、実績報告書(様式13)に必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、緑の雇用事業の助成金の額の調整を受けた研修生を雇用する林業経営体についてはこの限りではない。

中堅技術者育成研修においては年間(事業開始から3月10日まで)の研修期間が終了したときは、実績報告書(様式13)に必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

- 2 技能向上研修(出向型)、林業経営体等の強化は助成事業が完了したとき、又は助

成金の交付決定に係る財団の会計年度が終了したときは、実績報告書（様式 14）に必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

- 3 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 8 条第 1 項第 3 号の規定により助成事業の中止又は廃止の承認を受けた場合も同様とする。

（助成金の額の確定）

第 14 条 理事長は、第 13 条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて林業経営体への立ち入り調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式 15 により林業経営体に通知する。

なお、第 3 条第 3 項の規定により「緑の雇用」事業の調整に係る実績報告を受けたときは、必要に応じて林業経営体への立ち入り調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が適当と認められるときは、助成金の交付の決定及び額を確定し、様式 15 により林業経営体に通知する。

- 2 林業経営体は、前項の通知を受けたときは速やかに助成金請求書（様式 16）を理事長に提出しなければならない。

（是正のための措置）

第 15 条 理事長は、前条の規定による審査等の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、それに適合させるための処置をとることを命ずることができる。

- 2 第 13 条の規定は、前項の命令により林業経営体が必要な処置をした場合について準用する。

（決定の取消し）

第 16 条 理事長は、林業経営体が次の各号のいずれかに該当した場合には、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき
- (3) その他、この交付の決定の内容、これに付した条件その他法令又はこの交付の決定に基づく命令に違反したとき

- 2 前項の規定は、第 14 条の規定により助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

（助成金の返還）

第 17 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、

助成事業の該当取消しに係る部分に関し、既に林業経営体に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- 2 理事長は、林業経営体に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずる。

(違約加算金及び延滞金)

第 18 条 林業経営体が、第 16 条第 1 項の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部の取消しを受け、第 17 条第 1 項の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 助成金の返還を命ぜられた林業経営体は、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前項に定める年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 19 条 林業経営体が助成金を 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日

に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとす

- 2 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、林業経営体の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 20 条 第 18 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(財産処分の制限)

第 21 条 林業経営体は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を、この助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ理事長の承認を受けなければならない。ただし、当該財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に相当する期間を経過した場合は、この限りではない。

（他の助成金等の一時停止等）

第 22 条 理事長は、林業経営体に対し助成金の返還を命じ、林業経営体が当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、林業経営体に対して、同種の事務又は事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

（帳簿等の整理）

第 23 条 林業経営体は、助成事業に係る収入、支出を記載した帳簿その他の関係書類を当該事業の属する会計年度終了後 5 年間整理保存しなければならない。

2 林業経営体は、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第 24 条 助成事業者は、実施要領第 2 条第 4 項の内容を実施する場合、第 3 条の規定に基づく交付申請、第 7 条の規定に基づく申請の撤回、第 8 条第 2 項の規定に基づく概算払請求、同条第 3 項の規定に基づく概算払精算、第 9 条の規定に基づく変更等承認、第 10 条の規定に基づく事故報告、第 11 条の規定に基づく状況報告、第 13 条第 2 項の規定に基づく実績報告、第 14 条第 2 項の規定に基づく助成金請求、第 21 条の規定に基づく財産処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 25 条 理事長は、前条の規定により行われた交付申請等に係る第 4 条第 1 項の規定に基づく通知、第 6 条第 1 項の規定に基づく取消し若しくは変更、第 12 条第 1 項の規定に基づく遂行命令、同条第 2 項の規定に基づく一時停止命令、第 14 条第 1 項の規定に基づく通知、第 15 条第 1 項の規定に基づく是正命令、第 16 条第 1 項の規定に基づく決定の取消し、第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく返還命令について、助成事業者が書面による通知等を受け取ることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、次に掲げる要綱は廃止する。
 - (1) 林業技術者の育成研修事業費助成金交付要綱（新規就労者対策）（平成31年4月1日付31農振財森第5号）
 - (2) 林業労働環境整備事業費助成金交付要綱（林業機械レンタル料助成）（平成31年4月1日付31農振財森第5号）
 - (3) 林業労働環境整備事業費助成金交付要綱（宿舍借り上げ経費助成）（平成31年4月1日付31農振財森第5号）
 - (4) 林業事業者のレベルアッププロジェクト事業費助成金交付要綱（平成30年7月2日付30農振財森第572号）
 - (5) 多摩産材生産拡大支援事業費助成金交付要綱（平成31年4月1日付31農振財森第46号）
 - (6) 多様な林業経営モデル創出事業費助成金交付要綱（平成31年4月1日付31農振財森第45号）

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
法 人 名
代 表 者

林業労働力総合対策事業費助成金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、助成金
申請します。

円を交付されるよう関係書類を添えて

記

1 申請事業

事業区分	助成事業に 要する経費 (a) + (b) + (c)	負担区分			添付する 実施計画
		財団助成金 (a)	その他助成金 (b)	林業経営体 (c)	
保林・ 業技 育成 術者 の確	新規就労者育成研修(1~3年目)	円	円	円	様式2
	中堅技術者育成研修(4年目以上)	円	円	円	
	技能向上研修(出向型)	円	円	円	様式3
レベ ルア ップ 助成 事業	林業機械の購入、リース物件費助成	円	円	円	様式4
	林業機械助成費(小型)	円	円	円	
	安全活動給付金(安全用具助成費含む)	円	円	円	
	傷害保険掛け金助成費	円	円	円	
	退職金共済掛け金助成費	円	円	円	
	特殊健康診断助成費	円	円	円	
	蜂毒アレルギー検査料等助成費	円	円	円	
	林業機械等資格取得助成費	円	円	円	
マッチング助成費	円	円	円		
小 計	円	円	円	円	
経営の拡大・多角化の経費助成(事業経費)	円	円	円	円	様式5
経営の拡大・多角化の経費助成(事務所賃料等)	円	円	円	円	
林業機械のレンタル料金助成	円	円	円	円	様式6
住宅手当等経費助成	円	円	円	円	様式7
合 計	円	円	円	円	

2 事業の概要: 別添「実施計画」のとおり

3 事業完了予定年月日: 令和 年 月 日

4 添付書類

- ① 誓約書(別記様式1)
- ② その他、理事長が必要と認める資料

誓約書

公益財団法人

東京都農林水産振興財団理事長 殿

林業労働力総合対策事業費助成金交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、同要綱第16条の規定により助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第17条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、理事長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

*法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

*この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

経営の拡大・多角化の経費助成実施計画・実施内容報告

1 区分(該当するものに□チェックを入れること)

- 事務所賃料等助成
- 事業経費助成

2 実施内容

- ・内容
- ・年間スケジュール

3 その他必要と認める事項

*本書タイトルの「実施計画」「実施内容報告」のうち該当しないものを削除すること。

令和 年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
法 人 名
代 表 者

林業労働力総合対策事業費助成金概算払請求書

年 月 日付 農振財森第 号で助成金交付決定を受けた下記の事業について、
林業労働力総合対策事業費助成金交付要綱第8条の規定に基づき、 円の概算払
により助成金の交付を請求します。

記

1 助成事業名

2 請求の内訳

交付決定額	既受領額	今回請求額	残高
円	円	円	円

3 概算払を必要とする理由

様式11

令和 年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
法 人 名
代 表 者

林業労働力総合対策事業費助成金概算払精算書

年 月 日付 農振財森第 号で助成金交付決定を受けた事業費助成金について
下記のとおり概算払を精算します。

記

1 概算払を受けた助成事業名

2 精算内訳

概算払受額	支払額	戻入額	備考
円	円	円	

令和 年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
法 人 名
代 表 者

林業労働力総合対策事業費助成金に係る事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日付 農振財森第 号による林業労働力総合対策事業費助成金の交付決定に係る事業を下記のとおり変更(中止・廃止)したいので申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更計画

助成事業名		事業費
	変更前	円
	変更後	円

4 計画の概要

	事業費	負担区分	
		助成金	林業経営体
変更前	円	円	円
変更後	円	円	円

令和 年 月 日

公益財団法人
東京都農林水産振興財団理事長 殿

住 所
法 人 名
代 表 者

林業労働力総合対策事業費助成金請求書

令和 年 月 日付 農振財森第 号で助成金の額の確定のあった林業労働力総合対策
事業費助成金を下記のとおり請求します。

記

確定額	既受領額	今回請求額
円	円	円

振込先

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	コード	
本・支店名	本店 支店 出張所	コード	
預金種別			
口座番号			
口座名義人			
カタカナ			

林業労働力総合対策事業実施要領

令和3年4月1日付3農振財森第2号

(趣旨)

第1条 林業労働力総合対策事業（以下、「本事業」という。）の実施については、林業労働力総合対策事業実施要綱（平成31年4月1日付31農振財森第5号。以下「実施要綱」という。）及び林業労働力総合対策事業費補助金交付要綱（令和3年4月1日付2農振財森第1998号。以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるところによるものとする。

(事業の内容等)

第2条

- 1 事業対象者の要件は別紙1のとおりとする。
- 2 林業技術者の確保・育成については、別紙2のとおりとする。
- 3 レベルアップ助成については、別紙3のとおりとする。
- 4 レベルアップ計画については、別紙4のとおりとする。
- 5 経営の拡大・多角化については、別紙5及び6のとおりとする。
- 6 林業機械のレンタル料金助成については、別紙7のとおりとする。
- 7 住宅手当等経費助成については、別紙8のとおりとする。

(事業対象者への助成)

第3条 財団は、本事業の事業対象者に対し、別に定めるところにより、予算の範囲内において助成するものとする。

(事業の手続き)

第4条 事業の手続きにあたり、林業技術者の確保・育成については別紙2、レベルアップ助成、経営の拡大・多角化、林業機械のレンタル料金助成、住宅手当等経費助成については本条に定めるところとする。

- 2 財団は、助成を受けようとする林業経営体等に助成金交付申請書を提出させる。
- 3 財団は、上記の申請書の提出があったときは審査を行い、適切であると認められるときは助成金の交付の決定をする。助成金の額が、財団の事業実施計画の額を上回る場合には、助成金の交付する額について、調整をするものとする。
- 4 レベルアップ助成については、以下のとおりとする。
 - (1) 財団は、別紙4のとおり、助成を受けようとする林業経営体等に助成内容に応じて雇用管理の改善及び事業の合理化に係る改善措置を記載したレベルアップ計画を作成・提出させる。

ただし、認定事業体は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）に基づく、労働環境の改善、募集方法の改善その他の雇用管理の改善及び森林施業の機械化その他の事業合理化を一体的に図るために必要な措置についての計画（以下「改善計画」という。）を以てこれに代えるものとする。受けようとする助成内容と改善計画の内容が適応しない場合には、助成を受ける年度内に変更もしくは再度認定を受けるものとする。
 - (2) 財団は、(1)のレベルアップ計画を審査し、適切と認めるときは承認する。
 - (3) 財団は、(2)の審査結果を都知事に報告するものとする。
- 5 財団は、特に必要があると認められるときは、概算払をすることができる。
- 6 財団は、事業期間終了後、対象事業者に速やかに実績報告書を提出させる。実績報告書の審査を行い、適切と認められるときは交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の併給調整)

第5条 財団は、助成金の支給に際し、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（以下「緑の雇用事業」という。）、その他本事業と同一の事由をもって助成される各種助成金と重複しないよう、調整を行うものとする。

(助成金の返還等)

第6条 財団は、次の場合においては、助成金の一部又は全部を返還させ、あるいは助成金の一部または全部を交付しないものとする。

- (1) 交付申請書に即した実施が行われていないと認められる場合
- (2) 虚偽の報告等本事業に関する不正が認められたとき
- (3) 財団が定める規定に違反したとき

(林業経営体等に対する指導及び監督・検査)

第7条 財団は、事業の適正かつ計画的・効率的な実施を図るため、林業経営体等に対する事業説明会の開催等を通じた事業内容の周知及び助成事業の実施状況等に関する指導及び監督・検査を実施するものとする。

附 則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行に伴い、次に掲げる要領は廃止する。

- (1) 新規就業者育成対策実施要領（令和元年5月22日付31農振財森第367号）
- (2) 高度技術者育成対策実施要領（平成31年4月1日付31農振財森第14号）
- (3) 林業機械レンタル料助成実施要領（平成31年4月1日付31農振財森第6号）
- (4) 宿舍借り上げ経費助成実施要領（平成31年4月1日付31農振財森第6号）
- (5) 林業事業体のレベルアッププロジェクトレベルアップ計画認定手続要領（平成30年7月2日30農振財森574号）

事業対象者の要件

事業対象者	要件
都内の森林整備を担う林業 経営者 都内の森林整備を担う林業 経営体	以下の1及び2を満たす者 1 年間90日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること 2 林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること（任意適用を除く）
都内に事業所を有する林業 経営者 都内に事業所を有する林業 経営体	以下の1から3全てを満たす者 1 都内に森林施業の実施に係る事業所を有する、又は、事業所を有さない場合は、都内に居住地を有すること 2 年間90日以上、自ら又はその雇用者をして、都内で森林施業を実施すること 3 林業労働者を雇用する場合、その雇用者について、労働保険及び社会保険に加入すること（任意適用を除く）
認定事業体	東京都林業事業体認定要綱（平成10年12月24日付10労経農林第1356号）に基づく改善計画の認定を受けた林業経営体

※ 「都内に事業所を有する林業経営体」又は「認定事業体」が他県労働力を受入れ、雇用して、又は下請けに出して、年間90日以上、都内の森林整備に従事させる場合、その他県労働力に係る助成については、「都内の森林整備を担う林業経営体」に対する助成に従うものとする。

経営の拡大・多角化（事務所賃料等助成）

財団は、林業経営体の都内森林整備への進出及び定着を促進するため、次の表の要件を満たす者を対象として、同表に定める経費について助成するものとする。

表 14

1 対象者及び助成率

対象者	助成率	備考
以下の全ての要件を満たす者。 1 財団が発注する委託（主伐・地拵）の受注実績があること。 2 都内に森林整備に係る事務所を新たに構える林業経営体	1 / 2 以内 (上限 3,600 千円 / 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・財団が発注する委託（主伐・地拵）に参画後、5 年以内であること。 ・助成対象期間は 36 カ月とする。 ・伐採・搬出業務の実施のために自身が負担して賃借・整備等するものに限る。 ・助成基準は 2 のとおり。
以下の全ての要件を満たす者。 1 都内に事業所を有する林業経営体 2 主伐事業等の伐採・搬出業務に新規参画（実施または入札等に参加）すること。	1 / 2 以内 (上限 3,600 千円 / 年)	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採・搬出業務に参画後、5 年以内であること。 ・助成対象期間は 36 カ月とする。 ・伐採・搬出業務の実施のために自身が負担して賃借・整備等するものに限る。 ・助成基準は 2 のとおり。

2 助成基準等

助成基準
以下の全てを満たすこと。 (1) 対象者が都内森林整備のために都内に整備する、事務所又は資材置場に要する経費であること。 (2) 対象者が所有又は経営する施設又は土地ではないこと。
対象経費
<ul style="list-style-type: none"> (1) 不動産の賃借料 (2) 不動産の共益費 (3) 敷地の整地に要する経費 (4) 資材倉庫等の購入及び設置に要する経費 (5) その他理事長が認める経費